証券コード　9070
平成29年６月12日

株　主　各　位

富山県高岡市昭和町３丁目２番12号
トナミホールディングス株式会社
代表取締役社長　綿　貫　勝　介

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送賜わりたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年６月28日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　富山県高岡市昭和町３丁目２番12号
　当社本社　４階ホール
3. **目的事項**
　報告事項
　1. 第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　株式併合の件
　第３号議案　取締役９名選任の件
　第４号議案　補欠監査役１名選任の件
　第５号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(http://www.tonamiholdings.co.jp)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告（平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、企業業績の底堅さが継続し、緩やかな回復基調が続いているものの、米国の新政権による政策運営や英国のＥＵ離脱問題・原油価格の上昇による影響が懸念されるなど、引き続き先行き不透明な状態が継続しております。

物流業界におきましても、国内労働需給の逼迫感がさらに強まり、また、輸送能力の低下や人件費・燃料費の上昇等も憂慮され、成長を維持するための事業戦略、企業価値向上にむけた取組みの重要性が一段と増しております。

このような環境の中、当社グループは、中期経営計画「Leading step up 2017 さらなる高品質経営をめざして!!」（平成27年４月１日～平成30年３月31日）の次年度の取組みに邁進しました。

前中期経営計画における事業構造改革の進展を踏まえ、引き続きさらなる成長の３ヶ年と位置付け、グループ全体の「質・総合力」を高め、付加価値の高いサービスを提供する「強い企業グループ」をめざして事業展開をはかっております。

昨年、新たに２社がグループ事業会社に加わり、企業価値創造や輸送サービスの高度化にむけて邁進する一方で、お客様の物流機能への関心の高まりや物流ニーズの多様化のますますの進展により、物流品質の向上やコスト改善の追求にむけた取組みを推進しました。

貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業においては、グループを横断的に連携した営業展開、業務の標準化や高度化をめざしたＩＣＴ（情報通信技術）の更新、人材育成の強化、労働環境の整備など、現場運営力・改善力の向上に取組みました。

また、荷主企業の物流業務のアウトソーシング・コスト削減が深厚する中、重点とする３ＰＬをはじめとする事業の拡大に努めました。

その結果、当社グループの当期経営成績は、営業収益において1,255億９百万円と前期に比べ25億49百万円（2.1%）の増収となりました。

利益面におきましては、当期稼働した流通センターに関わる初期費用や当期連結子会社化に係るのれんの負担、労働需給の逼迫感がさらに強まる中、サービス品質を維持するための人的コストの増加による外形標準課税の負担要因などもあり、営業利益は51億18百万円と前期に比べ１億21百万円（2.3%）の減益となりました。

経常利益は53億83百万円と前期に比べ１億50百万円（2.7%）の減益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、税効果会計の影響により法人税等調整額を計上した結果、37億62百万円と前期に比べ２億35百万円（6.7%）の増益となりました。

当期の期末配当につきましては、業績動向、財務状況等を勘案し、普通配当１株当たり50銭を増配し、４円の実施を予定しております。これにより既に実施済みの中間配当１株当たり３円50銭と合わせまして、年間配当金は１株につき７円50銭を予定しております。

セグメントの業績は次のとおりです。

〈物流関連事業〉

当期における物流関連事業は、緩やかな物量ニーズの回復が継続し、新規流通センターの開設による保管料の増加等もあり、営業収益は1,155億92百万円と前期に比べ28億15百万円(2.5%)の増収となりました。セグメント利益は、輸送効率向上や流通センター運営の充実等による収益性拡大の一方で、投資に関わる初期費用や外部委託費・人的コスト・燃料費の負担増などが影響し、44億75百万円と前期に比べ１億58百万円(3.4%)の減益となりました。

〈情報処理事業〉

情報処理事業における営業収益は、28億53百万円と前期に比べ44百万円(1.5%)の減収となりました。セグメント利益は、収益構造の改善もあり３億11百万円と前期に比べ１億22百万円(64.7%)の増益となりました。

〈販売事業〉

物品販売ならびに委託売買業、損害保険代理業等の販売事業における営業収益は、57億34百万円と前期に比べ８億90百万円(13.4%)の減収となりました。セグメント利益は、２億94百万円と前期に比べ６百万円(2.0%)の減益となりました。

〈その他〉

その他では、自動車修理業、ダイレクトメール業などで営業収益13億28百万円と前期に比べ６億68百万円(101.3%)の増収となりました。セグメント利益は、１億49百万円と前期に比べ33百万円(29.0%)の増益となりました。

今後の経済情勢につきましては、緩やかな回復基調が継続するものの、米国の政策運営や欧州政治情勢による影響など、引き続き先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

物流企業が社会的インフラとして、お客様をはじめ社会の信頼に応えていくためにも、コンプライアンス経営を推進し、労働時間管理や社員の新しい働き方を創造するなど、社員が安心して働ける労働環境の整備を進めることが肝要となっています。

こうした動きの中で国内貨物輸送量の変動・ドライバー不足の深刻化や労働環境改善・顧客ニーズの変化などへの対応、燃料価格の上昇懸念等もあり、厳しい経営環境が続くものとみられます。

当社グループは、中期経営計画(平成27年４月１日～平成30年３月31日)の最終年度の業績目標達成にむけて、成長戦略の進展に取組んでまいります。

昨年開設および本年開設の保管施設(愛知県清須市)の稼働率向上・充実による関東・関西・東海の「事業領域の拡大」、業務提携・資本提携やM&Aの積極的な推進による「事業競争力の強化」、ＩＴの利活用等による「労働生産性向上」、「運賃・料金の適正収受展開」、「より働きやすい労働環境の確保」等により、将来への成長基盤の拡大に取組んでまいります。

このような事業活動を積極的に推進する中で、当社グループの平成30年３月期の連結業績予想につきましては、次のとおり見込んでおります。

(連結業績予想)

営業収益	130,300百万円（前期比 3.8%増）
営業利益	6,000百万円（前期比17.2%増）
経常利益	6,200百万円（前期比15.2%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	4,400百万円（前期比17.0%増）

（注）業績予想は現時点で入手可能な情報に基づいており、実際の数値は今後様々な要因により予想数値と異なる可能性があります。

事業別営業収益

事業別	金額（百万円）	構成比（%）	前期比増減率（%）
物流関連事業	**(115,592)**	**(92.1)**	**(2.5)**
貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業	87,579	69.8	2.0
倉庫業	22,844	18.2	6.3
港湾運送事業	5,168	4.1	△4.3
情報処理事業	**(2,853)**	**(2.3)**	**(△1.5)**
販売事業	**(5,734)**	**(4.6)**	**(△13.4)**
その他	**(1,328)**	**(1.1)**	**(101.3)**
合計	**125,509**	**100**	**2.1**

（注）その他には、自動車修理業、ダイレクトメール業、その他事業の各収入を含めて表示しております。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は50億52百万円で、その主な内容はリース資産22億４百万円、建物・構築物11億36百万円、車両運搬具10億83百万円、工具器具２億21百万円、機械装置２億14百万円などであります。設備資金は、自己資金およびファイナンス・リースにより調達しております。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

中核事業会社のトナミ運輸㈱清須流通センター(愛知県清須市)を新設いたしました。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新築、拡充

該当事項はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

トナミホールディングスグループは、企業成長力を維持するため、平成27年４月からスタートしました中期経営３ヶ年計画に基づき、株主様・お客様・社会・社員の満足の実現にむけて、以下のとおり取組んでまいります。

①特積み部門の安定事業基盤の構築により、一層の営業収益・拡大をはかる。

②経営資源の最適配分による効率経営、ＩＣＴ(情報通信技術)の利活用による営業展開により、市場競争力のあるサービス提供をはかる。

③多様なお客様のニーズに応じた提案型営業力を強化し、最適な物流サービスの提供により、新規事業・新市場への展開、 M&Aや業務資本提携などにより、既存事業を補完するビジネスの拡大を促進する。

④グループ人材の育成・確保のため、採用活動の強化・教育の充実、時代のニーズにあった人事・賃金制度・採用制度の見直し、女性の登用推進をはかる。

⑤物流のエキスパートとして、「No. １」・「オンリーワン」と言える商品・サービスを提供し、お客様にとって魅力あるトナミブランドを構築する。

⑥コンプライアンス／コーポレート・ガバナンスに裏付けられた「高品質経営」の実現により、顧客・株主から信頼され、地域・社会に貢献し、従業員が誇りを持って働くことができる活力溢れる企業づくりに取組む。

今後も業績の向上に努め、株主の皆様のご期待に添いたいと考えております。
何卒、株主の皆様の一層のご支援をお願い申し上げます。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成28年７月１日：中央冷蔵株式会社(広島市西区)、平成28年10月３日：株式会社テイクワン(埼玉県川口市)の全株式を取得し子会社化いたしました。

(8) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	第94期 平成25年度	第95期 平成26年度	第96期 平成27年度	第97期 平成28年度(当期)
営業収益	121,129	122,547	122,959	125,509
経常利益	3,527	5,149	5,534	5,383
親会社株主に帰属する当期純利益	2,370	3,238	3,526	3,762
１株当たり当期純利益	26円13銭	35円69銭	38円88銭	41円48銭
総資産	117,149	120,887	121,212	126,769
純資産	49,292	54,647	57,169	61,152

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
トナミ運輸株式会社	10,000百万円	100%	貨物自動車運送事業
トナミ運輸信越株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
京神倉庫株式会社	490	100	倉庫業
トナミ商事株式会社	50	100	物品販売事業
トナミ運輸中国株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
阿南自動車株式会社	23	100	貨物自動車運送事業
北陸トナミ運輸株式会社	30	100	貨物自動車運送事業
トナミ国際物流株式会社	60	100	港湾運送事業

(注) 1．当社の連結子会社は上記の重要な子会社８社を含む22社であり、持分法適用会社は６社であります。

2．当期の連結営業収益は前期比2.1%増の1,255億9百万円、連結経常利益は前期比2.7%減の53億83百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比6.7%増の37億62百万円となっております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

1．特定完全子会社の名称および住所

トナミ運輸株式会社

富山県高岡市昭和町３丁目２番12号

2．当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の事業年度の末日における帳簿価額の合計額

266億66百万円

3．当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

606億58百万円

(10) 主要な事業内容

当社は純粋持株会社であり、次の各事業を営む会社を支配管理しております。事業部門別の主要な内容は下記のとおりです。

事業区分	事業内容
物流関連事業	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業
情報処理事業	情報処理事業
販売事業	物品販売並びに委託売買業、損害保険代理業、総合リース業
その他	自動車修理業、旅行業、ダイレクトメール業、その他事業

(11) 主要な事業所

会社名	名称	所在地
当社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
トナミ運輸株式会社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
	相模支店	神奈川県海老名市上郷4-1-2
	浦和支店	埼玉県さいたま市緑区中野田字谷ノ前1045
	中央支店	富山県射水市津幡江95
	富山支店	富山県富山市宮町334-1
	金沢支店	石川県金沢市神野町東202
	福井支店	福井県福井市今市町11-7-1
	南大阪支店	大阪府堺市堺区築港八幡町1-1
	東大阪支店	大阪府東大阪市本庄中1-4-90
	大阪中央支店	大阪府大阪市鶴見区焼野3-2-11
トナミ運輸信越株式会社	本社	新潟県新潟市西区北場1087-1
京神倉庫株式会社	本社	京都府京都市下京区和気町21-1
トナミ商事株式会社	本社	富山県高岡市昭和町1-2-10
トナミ運輸中国株式会社	本社	広島県広島市西区草津港3-2-1
阿南自動車株式会社	本社	長野県諏訪市中洲5502-18
北陸トナミ運輸株式会社	本社	富山件高岡市上四屋4-42
トナミ国際物流株式会社	本社	神奈川県横浜市中区山下町23

(12)従業員の状況

①企業集団の従業員の数

事業区分	従業員数	前期比増減
物流関連事業	6,078名	＋66名
情報処理事業	144名	0名
販売事業	95名	△2名
その他	110名	0名
全社（共通）	67名	△1名
合計	6,494名	63名

②当社の従業員数

区分	従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	48名	△2名	50.5歳	24.9年
女	19名	＋1名	34.9歳	11.7年
合計または平均	67名	△1名	46.1歳	21.2年

(13)主要な借入先の状況

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	3,050
株式会社北陸銀行	1,810
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,600
株式会社三井住友銀行	1,570
株式会社りそな銀行	760
三井住友信託銀行株式会社	700

（注） 上記の借入先には株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローン（合計1,000百万円、借入先５行）は含めておりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 299,200,000株

(2) 発行済株式の総数 97,610,118株 （自己株式 6,903,033株を含む。）

(3) 株主数 5,851名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
トナミ共栄会	7,265千株	8.01%
明治安田生命保険相互会社	6,947	7.66
トナミ運輸従業員持株会	5,337	5.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,602	5.07
東京海上日動火災保険株式会社	3,423	3.77
株式会社北陸銀行	3,363	3.71
三菱ふそうトラック・バス株式会社	3,252	3.59
株式会社みずほ銀行	2,191	2.42
東洋ゴム工業株式会社	2,170	2.39
いすゞ自動車株式会社	1,966	2.17

（注） 1. 当社は、平成29年３月31日現在自己株式6,903千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4,602千株

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	綿貫勝介	トナミ運輸㈱代表取締役社長 一般社団法人富山県トラック協会会長
常務取締役	寺林康男	運輸戦略担当 トナミ運輸㈱専務取締役
取締役	永原善巳	経営企画室担当兼関係会社管理部担当兼事業戦略室担当兼法務部担当 トナミ運輸㈱常務取締役
取締役	髙田和夫	人事管理グループ担当 トナミ運輸㈱常務取締役
取締役	泉伸一	ロジスティクス戦略担当 トナミ運輸㈱常務取締役
取締役	赤松毅	営業戦略担当 トナミ運輸㈱常務取締役
取締役	輪達光春	経営管理グループ担当兼経営管理グループ財務部長兼内部統制担当 トナミ運輸㈱取締役上席執行役員 トナミビジネスサービス㈱取締役社長
取締役	犬島伸一郎	コーセル㈱社外監査役
取締役	田中一郎	㈱ホンダ自販タナカ代表取締役会長 ニュージャパントラベル㈱取締役
常勤監査役	松田充夫	トナミ運輸㈱監査役
常勤監査役	武部正文	トナミ運輸㈱監査役
監査役	石黒洋二	石黒洋二税理士事務所代表 黒谷㈱社外取締役
監査役	海道俊雄	海道俊雄公認会計士事務所代表

(注) 1．取締役　犬島伸一郎氏、田中一郎氏は、社外取締役であります。なお、田中一郎氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2．監査役　石黒洋二氏、海道俊雄氏は、社外監査役であります。なお、石黒洋二氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3．常勤監査役　松田充夫氏は、経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役　石黒洋二氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役　海道俊雄氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	９名	38百万円（うち社外２名　11百万円）
監査役	４名	12百万円（うち社外２名　８百万円）

(4) 社外役員に関する事項

①取締役　犬島伸一郎氏

イ．重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの必要な発言を適宜行っております。

②取締役　田中一郎氏

イ．重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況
平成28年６月29日就任後開催の取締役会８回のうち７回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの必要な発言を適宜行っております。

③監査役　石黒洋二氏

イ．重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会11回、監査役会７回のうち全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

④監査役　海道俊雄氏

イ．重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、監査役会７回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　35百万円

②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　40百万円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役、従業員を含めた行動規範として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、これらの遵守をはかる。

取締役会については取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保されており、月１回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行について監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め各監査役の監査対象となっている。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役に報告し、その是正をはかる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程および文書保存規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」に基づき、トナミグループの業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者について体制を整える。

- ○ 車輌の運行に関わるリスク
- ○ 貨物の輸送・保管・加工に関わるリスク
- ○ 取引先の信用リスク
- ○ 人事リスク
- ○ 情報システムリスク
- ○ 財務リスク
- ○ 管財リスク
- ○ 大規模災害

ロ．リスク管理体制の基礎として、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、社長を最高責任者として、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に則りリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、「トナミグループ大規模災害対応規程」および「トナミグループ緊急時対応規程」に基づき、社長を本部長とした災害対策本部を設置し、規模に従って迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンス体制の基礎として「トナミグループ社員行動規範」を定め、意思決定機関として、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制担当役員を中心とする内部統制システムの向上をはかる。

ロ．内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。また、コンプライアンスの統括組織としてコンプライアンス委員会を設置し、内部統制チーム（監査室内）が内部統制体制の維持・向上のための統括・運営・研修を行う。

ハ．取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

ニ．法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、本社の内部統制チーム(監査室内)を直接の情報受領者とする社内通報システム「トナミグループ社内通報規程」を運用する。

ホ．監査役は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、「グループ運営規程」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。経営管理については、「グループ会社管理要領」により本社承認・報告事項を定め、子会社経営の管理を行う。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。

ロ．子会社が、当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は監査室に報告する。監査室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

ハ．グループ会社全体を対象とした法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「トナミグループ社内通報規程」を整備・運用する。

ニ．子会社の取締役、執行役、業務執行社員等の職務執行に係る事項の当社への報告体制として、取締役の業務執行状況および事業内容について、毎月当社の関係会社管理部に報告し、当社取締役会への四半期毎の事業内容の報告を行う。

ホ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、業務執行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつき、これを予防するための「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、リスク管理体制の一層の強化をはかる。具体的な対応については、グループ運営規程およびグループ会社管理要領に基づき、「大規模災害対応規程」「緊急時対応規程」「コンプライアンス規程」「トナミグループ社内通報規程」等に定める。

ヘ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、各子会社について取締役および監査役を非常勤派遣し、意思決定・業務執行の適正に関する監督・監査を行う。グループ会社の経営に係る重要事項については、当社で事前協議のうえ、当社取締役会承認を得ることとし、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」において、それぞれの執行責任者および責任内容、執行手続きを定め、効率的な職務執行を遂行する。

ト．子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、当社の内部監査部門がグループ会社の取締役等および使用人の職務の業務執行の適正性および遵法体制に関して、随時監査を実施し、当社監査役に報告する。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき使用人については、監査室の職員とする。監査室の職員の人事異動については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

ロ．監査室職員は業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

ロ．「トナミグループ社内通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

ハ．当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないこととしております。

また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携のもと、関係各署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行わないこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の法令・定款への適合性および効率性の確保

当社の定例取締役会を11回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について審査・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行い、取締役会への報告を行いました。

また、社長、担当取締役等で構成されるコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスおよび経営リスク管理状況について、各社の取締役会および当社取締役会への報告を行いました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理

文書取扱規程および文書保存規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書を時系列に保存しました。

③ 損失の危険の管理

グループ各社の主要なリスクについて、コンプライアンス委員会を通じて、各社社長または担当役員から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

①当社の財務および事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の財務および事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式等の自由な取引により決定されることを基本としております。

一方、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としての在り方は、様々なステークホールダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値向上および株主共同の利益の向上実現により、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、以下の施策を実施しております。

イ．当社の経営の基本方針

当社は、お客様に「安全・確実・迅速なサービス」を提供することを通して事業の発展をはかり、株主の皆様へ「適正で安定した配当」を継続することを経営の基本方針としております。

この方針に基づいて、お客様の立場に立ったより良いサービスを提供できるネットワークの構築をはかり、収益性の強化につとめることで、安定した経営をめざしてまいります。

ロ．中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、平成27年度から平成29年度までの「中期経営３ヶ年計画」をスタートさせました。その概要は以下のとおりです。

- スローガン「”Leading step up 2017 ”さらなる高品質経営をめざして!!」
- 中期グループビジョン

「グループの構造改革を礎とした業容拡大を実践していく３ヶ年」と位置付け、物流パートナーとしてお客様とともに成長を維持していくためにも、グループ全体の「質・総合力」を高め、さらなる「高品質経営による新グループ体制の確立」をめざしてまいります。

- 基本方針
  - 特積み部門の一層の収益力強化をはかる。
  - 重点事業基盤の強化をはかる。
  - 新たな事業戦略の推進により成長をはかる。
  - 人材育成・採用強化をはかる。
  - 最上級の物流品質をめざす。
  - コンプライアンス体制の強化による高品質経営をめざす。

③内部統制体制の構築

当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、内部統制体制を充実させることが重要であると考えており、平成20年10月１日開催の取締役会で内部統制体制の方針を決議し、その基本方針に基づく健全な内部統制システムの構築をはかり、企業価値向上にむけて取組んでおります。

当社の取締役会は、月１回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止することといたしております。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め、各監査役の監査対象

となっております。

このほか、会社法に基づいて、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、企業集団における業務の適正を確保するための体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制等々について、決議いたしており、引き続きその体制の一層の整備に努めております。

当社は損失の危険の管理すなわちリスク管理の一環として、現在、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為に対応するため、買収防衛有事対応マニュアルの運用による体制強化にむけて取組んでおります。

（注） 事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**40,352**	**流動負債**	**34,209**
現金及び預金	15,592	支払手形	1,369
受取手形	2,888	営業未払金	11,162
営業未収入金	18,020	短期借入金	9,690
リース投資資産	55	１年以内返済予定長期借入金	701
たな卸資産	571	リース債務	2,593
繰延税金資産	774	未払法人税等	1,362
未収還付法人税等	240	未払消費税等	727
その他	2,236	賞与引当金	1,225
貸倒引当金	△27	その他	5,377
固定資産	**86,417**	**固定負債**	**31,407**
有形固定資産	**71,465**	社債	5,000
建物及び構築物	20,352	長期借入金	6,562
機械装置及び運搬具	2,493	リース債務	5,482
土地	40,713	再評価に係る繰延税金負債	3,776
リース資産	7,208	役員退職慰労引当金	153
その他	696	退職給付に係る負債	7,109
無形固定資産	**1,815**	繰延税金負債	1,620
のれん	875	その他	1,701
その他	939	**負債合計**	**65,617**
投資その他の資産	**13,136**	**純資産の部**	
投資有価証券	8,879	**株主資本**	**52,154**
破産更生債権等	108	**資本金**	**14,182**
その他	4,808	**資本剰余金**	**11,699**
貸倒引当金	△660	**利益剰余金**	**28,310**
		自己株式	**△2,037**
		その他の包括利益累計額	**8,965**
		その他有価証券評価差額金	**2,355**
		土地再評価差額金	**6,378**
		退職給付に係る調整累計額	**231**
		非支配株主持分	**32**
		純資産合計	**61,152**
資産合計	**126,769**	**負債・純資産合計**	**126,769**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連　結　損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		125,509
営業原価		113,674
営業総利益		11,834
販売費及び一般管理費		6,716
営業利益		5,118
営業外収益		707
受取利息	172	
受取配当金	141	
受取家賃	98	
持分法による投資利益	19	
為替差益	10	
その他	264	
営業外費用		441
支払利息	237	
貸倒引当金繰入額	170	
その他	33	
経常利益		5,383
特別利益		174
固定資産売却益	140	
その他	33	
特別損失		351
固定資産売却及び除却損	86	
投資有価証券評価損	128	
減損損失	56	
災害による損失	19	
その他	60	
税金等調整前当期純利益		5,206
法人税、住民税及び事業税		1,991
法人税等調整額		△556
当期純利益		3,771
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		3,762

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,182	11,699	25,262	△2,035	49,109
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△634	－	△634
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	3,762	－	3,762
自己株式の取得	－	－	－	△2	△2
土地再評価差額金の取崩	－	－	2	－	2
持分法の適用範囲の変動	－	－	△82	－	△82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	3,047	△2	3,045
当期末残高	14,182	11,699	28,310	△2,037	52,154

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,532	6,381	119	8,032	28	57,169
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△634
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	3,762
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△2
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	2
持分法の適用範囲の変動	－	－	－	－	－	△82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	823	△2	112	932	4	936
当期変動額合計	823	△2	112	932	4	3,982
当期末残高	2,355	6,378	231	8,965	32	61,152

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……22社

主要な連結子会社の名称

トナミ運輸㈱、トナミ運輸信越㈱、京神倉庫㈱、トナミ商事㈱、
トナミ運輸中国㈱、阿南自動車㈱、北陸トナミ運輸㈱、トナミ国際物流㈱

子会社のうち、托納美物流（大連）有限公司他３社については、いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないと認められるので連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数……６社

主要な会社等の名称

北海道トナミ運輸㈱、高岡通運㈱

非連結子会社である托納美物流（大連）有限公司他３社及び関連会社であるアルハイテック㈱については、いずれも小規模であり、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であって、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

庄川観光株式会社は、保有株式の一部を売却したことによる議決権比率の低下により、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結計算書類作成会社と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有　価　証　券

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

②デリバティブ……時価法
③たな卸資産……主として最終仕入原価法による原価法、一部個別法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産除く）……定率法によっております。
ただし、建物及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物……２年～67年
機械装置及び運搬具…２年～17年
②無形固定資産（リース資産除く）……残存価額を零とする定額法
③リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金……営業債権、貸付金などの貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金……従業員の賞与の引当として支給見込額基準により計上しております。
③役員退職慰労引当金……一部連結子会社について役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法……金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息

③ヘッジ方針……借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、５年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額　60,570百万円
2. 担保に供している資産

建　　物	1,496百万円
車両運搬具	0百万円
土　　地	11,147百万円
合　　計	12,643百万円

※上記のうち、道路交通事業財団抵当に係るものは建物779百万円、車両運搬具０百万円、土地7,735百万円であります。

対応する債務

短期借入金	2,720百万円
長期借入金	318百万円
合　　計	3,038百万円

※上記のうち、道路交通事業財団抵当に係るものは短期借入金1,290百万円、長期借入金70百万円であります。

3. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する保証　159百万円

4. 受取手形裏書譲渡高　４百万円
5. 土地再評価法の適用について

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は、同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日…平成12年３月31日
・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　…　12,141百万円

連結株主資本等変動計算書関係

1.　発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	97,610	―	―	97,610
自己株式				
普通株式	6,913	6	―	6,920

2.　剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	317	３．５	平成28年３月31日	平成28年６月30日
平成28年11月８日取締役会	普通株式	317	３．５	平成28年９月30日	平成28年12月５日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年６月28日定時株主総会	普通株式	362	利益剰余金	4.0	平成29年３月31日	平成29年６月29日

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余剰資金については安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金については銀行借入による調達を行っております。また、設備資金については設備計画に照らして必要な資金を銀行借入または社債発行により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形および営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行う体制となっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当する取締役に報告されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,592	15,592	―
(2)受取手形	2,888	2,888	―
(3)営業未収入金	18,020	18,020	―
(4)投資有価証券 (その他有価証券)	6,328	6,328	―
資産計	42,830	42,830	―
(1)支払手形	1,369	1,369	―
(2)営業未払金	11,162	11,162	―
(3)短期借入金	9,690	9,690	―
(4)社債	5,000	5,023	23
(5)長期借入金	7,263	7,345	81
(6)リース債務	8,075	8,193	117
負債計	42,561	42,783	221
デリバティブ取引	―	―	―

(注１)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、ならびに(3)営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券(その他有価証券)

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

負債

(1)支払手形、(2)営業未払金、ならびに(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債、(5)長期借入金、ならびに(6)リース債務

社債、長期借入金ならびにリース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

なお、変動金利による長期借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの　：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
			合計額	うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期 借入金	1,000	600	(※)	―

(※)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています(上記(6)参照)。

(注２)非上場株式(連結貸借対照表計上額2,550百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、「(4)投資有価証券(その他有価証券)」には含めておりません。

１株当たり情報関係

1.　１株当たり純資産額　673円95銭

2.　１株当たり当期純利益　41円48銭

重要な後発事象

当社は、平成29年５月９日開催の取締役会において、株式併合・単位株式数の変更および定款の一部変更について、平成29年６月28日開催予定の第97回定時株主総会に付議することを決議しました。

(1)株式併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を、100株に統一することをめざしており、その移行期限

は平成30年10月１日までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、当社株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更することとし、あわせて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）を維持することを目的として、各株主様の議決権の数に変更が生ずることがないよう、株式併合（10株を１株に併合）を実施するものであります。

(2)株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成29年10月１日をもって、平成29年９月30日（実質上平成29年９月29日）の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき１株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の普通株式の発行済株式総数 （平成29年３月31日現在）	97,610,118株
株式併合により減少する普通株式の株式数	87,849,107株
株式併合後の発行済株式総数	9,761,011株

（注）株式併合により減少する株式数および株式併合後発行済株式総数は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の１に減少することとなりますが、純資産は変動しませんので、１株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3)株未満の端数が生ずる場合の処理

株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金が生じた株主様に対して、端数割合に応じて分配いたします。

(4)日程

取締役会決議日	平成29年５月９日
定時株主総会決議日	平成29年６月28日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年10月１日（予定）
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月１日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月１日（予定）

貸　借　対　照　表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**19,391**	**流動負債**	**16,069**
現金及び預金	12,954	営業未払金	6
営業未収入金	24	短期借入金	4,940
前払費用	4	１年以内返済予定長期借入金	454
短期貸付金	5,726	未払金	13
未収入金	6	未払法人税等	112
未収還付法人税等	216	未払消費税等	12
その他	457	未払費用	29
固定資産	**41,267**	預り金	10,483
有形固定資産	**464**	賞与引当金	18
建物	115	その他	0
構築物	10	**固定負債**	**12,284**
機械装置	0	社債	5,000
車両運搬具	12	長期借入金	6,182
工具器具備品	30	繰延税金負債	930
土地	294	再評価に係る繰延税金負債	71
無形固定資産	**33**	退職給付引当金	52
借地権	33	その他	47
投資その他の資産	**40,769**	**負債合計**	**28,353**
投資有価証券	7,217	**純資産の部**	
関係会社株式	32,992	**株主資本**	**29,852**
長期貸付金	669	**資本金**	**14,182**
差入保証金	21	**資本剰余金**	**11,684**
その他	214	資本準備金	3,545
貸倒引当金	△345	その他資本剰余金	8,138
		利益剰余金	**6,023**
		その他利益剰余金	6,023
		繰越利益剰余金	6,023
		自己株式	**△2,037**
		評価・換算差額等	**2,453**
		その他有価証券評価差額金	**2,294**
		土地再評価差額金	**158**
		純資産合計	**32,305**
資産合計	**60,658**	**負債・純資産合計**	**60,658**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		1,751
営業原価		－
営業総利益		1,751
販売費及び一般管理費		882
営業利益		868
営業外収益		306
受取利息	107	
受取配当金	134	
受取家賃	44	
その他	19	
営業外費用		265
支払利息	65	
社債利息	23	
貸倒引当金繰入額	170	
その他	6	
経常利益		909
特別損失		128
投資有価証券評価損	14	
関係会社株式評価損	114	
その他	0	
税引前当期純利益		780
法人税、住民税及び事業税		46
当期純利益		733

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	14,182	3,545	8,138	11,684
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	14,182	3,545	8,138	11,684

（単位：百万円）

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,924	5,924	△2,035	29,755
当期変動額				
剰余金の配当	△634	△634	－	△634
当期純利益	733	733	－	733
自己株式の取得	－	－	△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	98	98	△2	96
当期末残高	6,023	6,023	△2,037	29,852

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,491	158	1,649	31,405
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△634
当期純利益	－	－	－	733
自己株式の取得	－	－	－	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	803	－	803	803
当期変動額合計	803	－	803	899
当期末残高	2,294	158	2,453	32,305

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ……時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。
ただし、建物および構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物および構築物……３年～50年

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……営業債権、貸付金などの貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の引当として支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息

ヘッジ方針……借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表関係

1. 関係会社に対する短期金銭債権　6,246百万円
   関係会社に対する長期金銭債権　669百万円
   関係会社に対する短期金銭債務　10,481百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額　583百万円
3. 担保に供している資産

建　　物	95百万円
土　　地	249百万円
合　　計	345百万円

対応する債務

短期借入金	1,290百万円
長期借入金	70百万円
合　　計	1,360百万円

4. 保証債務
   関係会社の金融機関からの借入金等に対する保証　151百万円
5. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
   ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。
   ・再評価を行った年月日…平成12年３月31日
   ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　143百万円

損益計算書関係

関係会社との取引高	営　業　収　益	1,750百万円
	営　業　費　用	73百万円
	営業取引以外の取引	165百万円

株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類および株式数

	当期首株式数（千株）	当期増加株式数（千株）	当期減少株式数（千株）	当期末株式数（千株）
自己株式				
普通株式	6,896	6	―	6,903

税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
賞与引当金	5
退職給付引当金	15
役員退職慰労金	10
投資有価証券	3
子会社株式	3,946
関係会社株式	160
貸倒引当金	105
その他	35
繰延税金資産小計	4,283
評価性引当額	△4,283
繰延税金資産合計	―
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△930
繰延税金負債合計	△930
繰延税金資産の純額	△930

関連当事者との取引関係

子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	トナミ運輸㈱	富山県高岡市	10,000	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 賃貸料収入 役員の兼任	経営指導料（注１）	564	－	－
							ＣＭＳによる預り（注２）	－	預り金	4,974
							家賃の受取（注３）	39	－	－
							担保の受入（注４）	11,002	－	－
子会社	トナミビジネスサービス㈱	東京都中央区	30	金融サービス業	所有直接100%	経営管理 資金貸付 役員の兼任	資金の貸付（注５）	9,924	短期貸付金	2,700
							利息の受取（注５）	47	－	－
子会社	トナミ運輸信越㈱	新潟県新潟市	50	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 役員の兼任	ＣＭＳによる預り（注２）	－	預り金	1,431
子会社	トナミ運輸中国㈱	広島県広島市	50	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 役員の兼任	ＣＭＳによる預り（注２）	－	預り金	1,313
子会社	トナミ第一倉庫物流㈱	愛知県名古屋市	50	貨物自動車運送業	所有直接100%	経営管理 資金貸付 役員の兼任	ＣＭＳによる貸付（注２）	－	短期貸付金	1,234
子会社	京神倉庫㈱	京都府京都市	490	倉庫事業	所有直接100%	経営管理 資金貸付 役員の兼任	ＣＭＳによる貸付（注２）	－	短期貸付金	807

（注）役員の兼任等につきましては、平成29年３月31日現在で記載しております。

取引条件および取引条件の決定方針等

注１ 経営指導料につきましては、業務の内容を勘案して決定しております。
注２ ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメントシステム）による貸付および預りについては、基本契約に基づき残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。また、貸付金利および借入金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
注３ 家賃の受取につきましては、市場価格を勘案し、使用面積に基づき合理的に決定しております。
注４ 当社の金融機関からの借入債務を担保するためにトナミ運輸㈱の所有する土地、建物等について担保権が設定されております。
注５ 資金貸付および利息受取につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

１株当たり情報関係

1. １株当たり純資産額　356円15銭
2. １株当たり当期純利益　8円09銭

重要な後発事象

当社は、平成29年５月９日開催の取締役会において、株式併合・単位株式数の変更および定款の一部変更について、平成29年６月28日開催予定の第97回定時株主総会に付議することを決議しました。

(1)株式併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を、100株に統一することをめざしており、その移行期限は平成30年10月１日までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、当社株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更することとし、あわせて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）を維持することを目的として、各株主様の議決権の数に変更が生ずることがないよう、株式併合（10株を１株に併合）を実施するものであります。

(2)株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成29年10月１日をもって、平成29年９月30日（実質上平成29年９月29日）の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき１株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の普通株式の発行済株式総数 (平成29年３月31日現在)	97,610,118株
株式併合により減少する普通株式の株式数	87,849,107株
株式併合後の発行済株式総数	9,761,011株

(注)株式併合により減少する株式数および株式併合後発行済株式総数は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の１に減少することとなりますが、純資産は変動しませんので、１株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3)株未満の端数が生ずる場合の処理

株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金が生じた株主様に対して、端数割合に応じて分配いたします。

(4)日程

取締役会決議日	平成29年５月９日
定時株主総会決議日	平成29年６月28日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月１日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月１日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月１日(予定)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

トナミホールディングス株式会社
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　光　完　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　田　健　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トナミホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

トナミホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　光　完　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　田　健　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月23日

トナミホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役	松　田　充　夫	㊞
常勤監査役	武　部　正　文	㊞
社外監査役	石　黒　洋　二	㊞
社外監査役	海　道　俊　雄	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績・キャッシュフローの状況等を考慮しつつ安定配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、業績動向、財務状況、その他諸般の状況を総合的に勘案して、50銭の増配を含めて１株当たり４円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金４円　　総額　362,828,340円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月29日

第２号議案　株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月１日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することをめざしています。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年５月９日開催の当社取締役会において、会社法第195条第１項に基づき、平成29年10月１日をもって、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました。（本議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。）

これにあたり、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（５万円以上50万円未満）とすることを目的として、当社株式について10株を１株とする株式併合を実施いたします。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を１株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は9,761,011株*となります。

＊「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

また、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定

めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日
   平成29年10月１日
4. 効力発生日における発行可能株式総数
   29,920,000株（現行299,200,000株）

＜ご参考＞定款の一部変更

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月１日をもって当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。 変更の内容は次のとおりです。

（下線部が変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は299,200,000株とする。	第６条　当会社の発行可能株式総数は29,920,000株とする。
（単元株式数）	（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（以下、条文省略）	（以下、現行どおり）

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	綿貫勝介（わたぬき　かつすけ） （昭和34年２月10日生）	昭和62年２月 当社入社 平成３年６月 取締役 平成９年６月 常務取締役 平成13年６月 専務取締役 平成15年６月 取締役副社長 平成17年６月 代表取締役社長（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱代表取締役社長 一般社団法人富山県トラック協会会長	500,000株
	【取締役候補者とした理由】 綿貫勝介氏は平成17年より当社代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	髙田 和夫（たかた かずお） （昭和31年３月14日生）	昭和58年６月 当社入社 平成19年６月 取締役上席執行役員 平成20年10月 取締役（現在） 平成23年６月 人事管理グループ担当（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱常務取締役	16,000株
	【取締役候補者とした理由】 髙田和夫氏は人事管理グループ部門での豊富な経験と見識を有しており、当社の人事戦略全般を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、人事戦略全般の遂行に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
3	泉 伸一（いずみ しんいち） （昭和31年３月３日生）	昭和53年４月 当社入社 平成19年６月 取締役上席執行役員 平成20年10月 取締役 平成21年６月 取締役退任 平成25年６月 取締役（現在） 平成27年６月 ロジスティクス戦略担当（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱常務取締役	8,000株
	【取締役候補者とした理由】 泉伸一氏はロジスティクス部門での豊富な経験と見識を有しており、当社のロジスティクス部門を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、ロジスティクス戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	寺林 康男（てらばやし やすお） （昭和25年８月19日生）	昭和48年３月 当社入社 平成17年６月 取締役上席執行役員 平成20年10月 取締役 平成23年６月 常務取締役（現在） 平成27年６月 運輸戦略担当（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱専務取締役	25,000株
	【取締役候補者とした理由】 寺林康男氏は運輸戦略部門での豊富な経験と見識を有しており、当社の事業全般を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、運輸戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
※5	寺拝 豊信（てらはい とよのぶ） （昭和30年９月15日生）	昭和54年４月 当社入社 平成21年７月 トナミ運輸㈱取締役上席執行役員 平成22年10月 トナミ運輸信越㈱代表取締役社長（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱取締役 新潟トナミ運輸㈱代表取締役社長	12,000株
	【取締役候補者とした理由】 寺拝豊信氏はグループ会社の代表取締役として経営の指揮を執り、企業経営者としての豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、当社グループの成長戦略の策定・推進を遂行できると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※6	三枝 保弘（さえぐさ やすひろ） （昭和28年５月30日生）	昭和53年３月 当社入社 平成19年７月 トナミ運輸㈱執行役員 平成23年６月 トナミ運輸㈱取締役上席執行役員経営企画本部経営企画室長兼情報システム事業部担当（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱取締役上席執行役員	9,000株
	【取締役候補者とした理由】 三枝保弘氏は経営企画・情報システム部門での豊富な経験と見識を有しており、当社の経営理念を実現し、当社グループの成長戦略の策定・推進を遂行できると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。		
7	輪達 光春（わだち みつはる） （昭和29年２月11日生）	昭和47年３月 当社入社 平成23年６月 取締役（現在） 経営管理グループ担当兼経営管理グループ財務部長兼内部統制担当（現在） （重要な兼職の状況） トナミ運輸㈱取締役上席執行役員 トナミビジネスサービス㈱取締役社長	16,315株
	【取締役候補者とした理由】 輪達光春氏は経理財務部門での豊富な経験と見識を有しており、管理部門を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、コンプライアンス体制の遂行に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
8	犬島 伸一郎（いぬしま しんいちろう） （昭和15年３月20日生）	昭和38年４月 ㈱北陸銀行入行 平成３年６月 同行取締役 平成６年６月 同行常務取締役 平成８年６月 同行専務取締役 平成10年６月 同行取締役頭取 平成14年６月 同行特別顧問 平成15年６月 同行特別参与 平成15年６月 当社監査役 平成27年６月 当社取締役（現在） （重要な兼職の状況） コーセル㈱社外監査役	なし
	【社外取締役候補者とした理由】 犬島伸一郎氏は、長年の金融機関における経験、企業経営の豊富な幅広い知識と見識を有し、当社の事業内容等に精通してこられた経験を、経営体制の強化に活かしていただける人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	田中 一郎（たなか いちろう） （昭和19年４月29日生）	昭和48年１月 田中精密工業㈱入社 昭和48年５月 同社監査役 昭和52年５月 同社取締役 昭和56年５月 同社常務取締役 昭和60年５月 同社代表取締役専務 昭和63年６月 同社代表取締役副社長 平成３年６月 同社代表取締役社長 平成20年６月 同社代表取締役会長 平成24年６月 同社相談役（現在） 平成28年６月 当社取締役（現在） （重要な兼職の状況） ㈱ホンダ自販タナカ代表取締役会長 ニュージャパントラベル㈱取締役	なし
	【社外取締役候補者とした理由】 田中一郎氏は、経営者としての豊富な経験および幅広い知識を有しており、主に経営の観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）1. ※は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 犬島伸一郎氏および田中一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は田中一郎氏を、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 犬島伸一郎氏および田中一郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって犬島伸一郎氏が２年、田中一郎氏が１年となります。なお、犬島伸一郎氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
5. 当社は犬島伸一郎氏および田中一郎氏との間で、社外取締役として会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が社外取締役に選任された場合、同様の契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として松村篤樹氏を選任することをお願いするものであります。また、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
松 村 篤 樹 （まつむら　あつき） （昭和24年11月７日生）	昭和49年11月 監査法人八重洲事務所（現八重洲監査法人）入所 昭和55年６月 同監査法人退所 昭和55年９月 松村篤樹公認会計士・税理士事務所開設 昭和57年11月 監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 平成15年６月 同監査法人退所 平成19年11月 あおぞら経営㈱代表取締役（現在） あおぞら経営税理士法人代表社員（現在） （重要な兼職の状況） あおぞら経営㈱代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員	なし
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として、税務、財務および会計に関する見識を有しており、その専門的知見から当社の経理業務に関する指導および経営の監視機能強化につながるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。		

（注） 1. 候補者松村篤樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松村篤樹氏は、補欠の社外監査役候補者であり、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
3. 松村篤樹氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第５号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成29年６月１日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）の内容を変更するとともに、本総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ(2)）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

つきましては、株主の皆様に本プランの導入について本総会でのご承認をお願いするものであります。

１．提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。ま

た、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、①グループ事業の総合力、②偏りのない優良な顧客資産の構築、③地道な現場力と健全な財務体質、④中長期的な従業員との信頼関係にあるところ、当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記(1)に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2．提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続

を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権（下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50％まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役及び社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案(注１)を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等(注２)について、保有者(注３)の株券等保有割合(注４)が20％以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等(注５)について、公開買付け(注６)を行う者の株券等所有割合(注７)及びその特別関係者(注８)の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償

割当ての不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限るものとします。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については、別紙１「独立委員会規則の概要」、本プランの導入時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙２「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者(注９)、特別関係者及び買付者等を被支配法人等(注10)とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）(注11)

② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
③ 買付等の価額及びその算定根拠の詳細
④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細、並びに、買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、お客様その他の当社グループに係る利害関係者等に対する対応方針
⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
① 当社取締役会に対する情報提供の要求
独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会検討期間（下記②「独立委員会による検討等」に定義されます。）の範囲内で独立委員会が適宜設定する回答期限までの間（以下「取締役会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。
② 独立委員会による検討等
独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと認めた場合、かかる情報等の全てを受領した日から原則として90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。
独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。
また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案（もしあれば）の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け、又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その２（以下「発動事由その２」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（ⅰ）当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ⅱ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告す

ることもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記(e)に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い取締役会決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(Ⅰ)独立委員会が、上記(e)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(Ⅱ)ある買付等について発動事由その２の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、株主の皆様の意思を確認することとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。)、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その１

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その２
以下の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
① 株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、お客様、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド力、企業文化又は当社の従業員もしくはお客様等との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として１株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限として当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、１ヶ月間から６ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者（注12）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注13）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注14）（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書

式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得
① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。
② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更
本プランの有効期間は、本総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランに係る本新株予約

権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年６月１日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

（注１）「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

（注２） 金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

（注３） 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

（注４） 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本議案において同じとします。

（注５） 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。

（注６） 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本議案において同じとします。

（注７） 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本議案において同じとします。

（注８） 金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

（注９） 金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこ

れに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。

(注10) 金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。

(注11) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下本注13において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本注13において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

(注15) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回し、又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ⅱ)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がな

された株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議又は当社取締役会において定めるものとします。

以　上

別紙１

独立委員会規則の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役、又は(ⅲ)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- 独立委員会委員の任期は、本総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を速やかに行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  ② 買付者等の買付等に関する株主意思の確認
  ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  ④ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  ⑤ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  ⑥ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  ⑦ 買付者等との間の協議・交渉
  ⑧ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  ⑨ 独立委員会検討期間の延長の決定
  ⑩ 株主意思確認総会招集の要否及びその目的の決定
  ⑪ 本プランの修正又は変更に係る承認
  ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社又は当社グループ会社の取締役、

監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

- 独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。

以　上

別紙２

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の４名を予定しております。

【氏名】田中　一郎（たなか　いちろう）
【略歴】昭和19年４月29日生
昭和48年１月　田中精密工業株式会社入社
昭和48年５月　同社監査役
昭和52年５月　同社取締役
昭和56年５月　同社常務取締役
昭和60年５月　同社代表取締役専務
昭和63年６月　同社代表取締役副社長
平成３年６月　同社代表取締役社長
平成20年６月　同社代表取締役会長
平成24年６月　同社相談役（現在）
平成28年６月　当社社外取締役（現在）

田中　一郎氏は、会社法第２条第15号に規定される当社社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】石黒　洋二（いしぐろ　ようじ）
【略歴】昭和16年５月７日生
昭和35年４月　大阪国税局入局
平成10年７月　金沢税務署長
平成11年８月　石黒洋二税理士事務所代表（現在）
平成13年４月　新湊市（現射水市）監査委員
平成15年６月　当社監査役（現在）

石黒　洋二氏は、会社法第２条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【氏名】斉藤　寿雄（さいとう　ひさお）
【略歴】昭和22年８月26日生
昭和51年４月　金沢弁護士会登録
昭和55年１月　富山県弁護士会へ登録換
斉藤法律事務所代表
平成13年４月　富山県弁護士会会長、日弁連理事
平成19年４月　高岡市選挙管理委員
平成26年４月　斉藤・加藤法律事務所所長（現在）
平成28年４月　高岡市行政不服審査会委員（現在）

斉藤　寿雄氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

【氏名】梶　義明（かじ　よしあき）
【略歴】昭和29年１月６日生
昭和53年４月　山田昌夫税理士事務所 入所
昭和56年２月　梶税理士事務所代表（現在）

梶　義明氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

以　上

第97回　定時株主総会会場ご案内図

会　場　富山県高岡市昭和町３丁目２番12号
当社本社　４階ホール

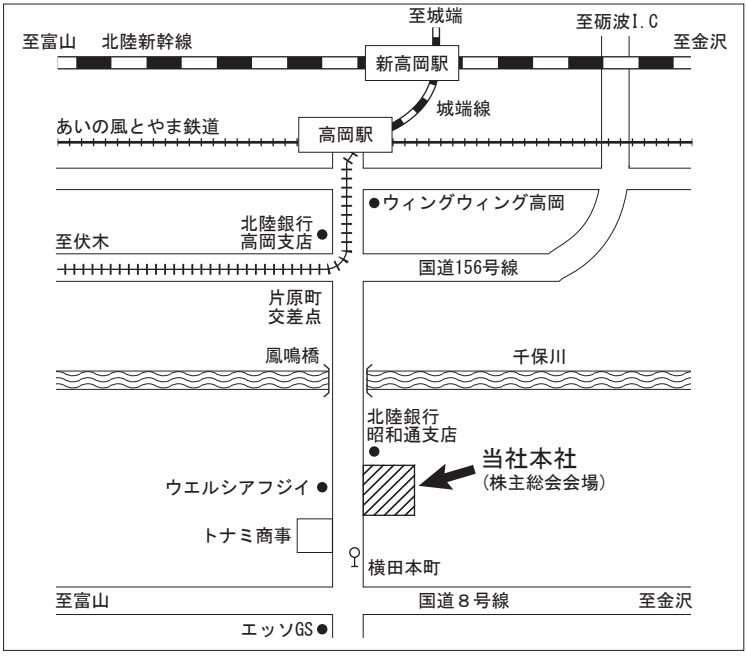

交　通　＊高岡駅より徒歩約20分
＊バス利用の場合
新高岡駅①番のりば、高岡駅③番のりば（福岡・石動方面行）
「横田本町」下車、徒歩約２分